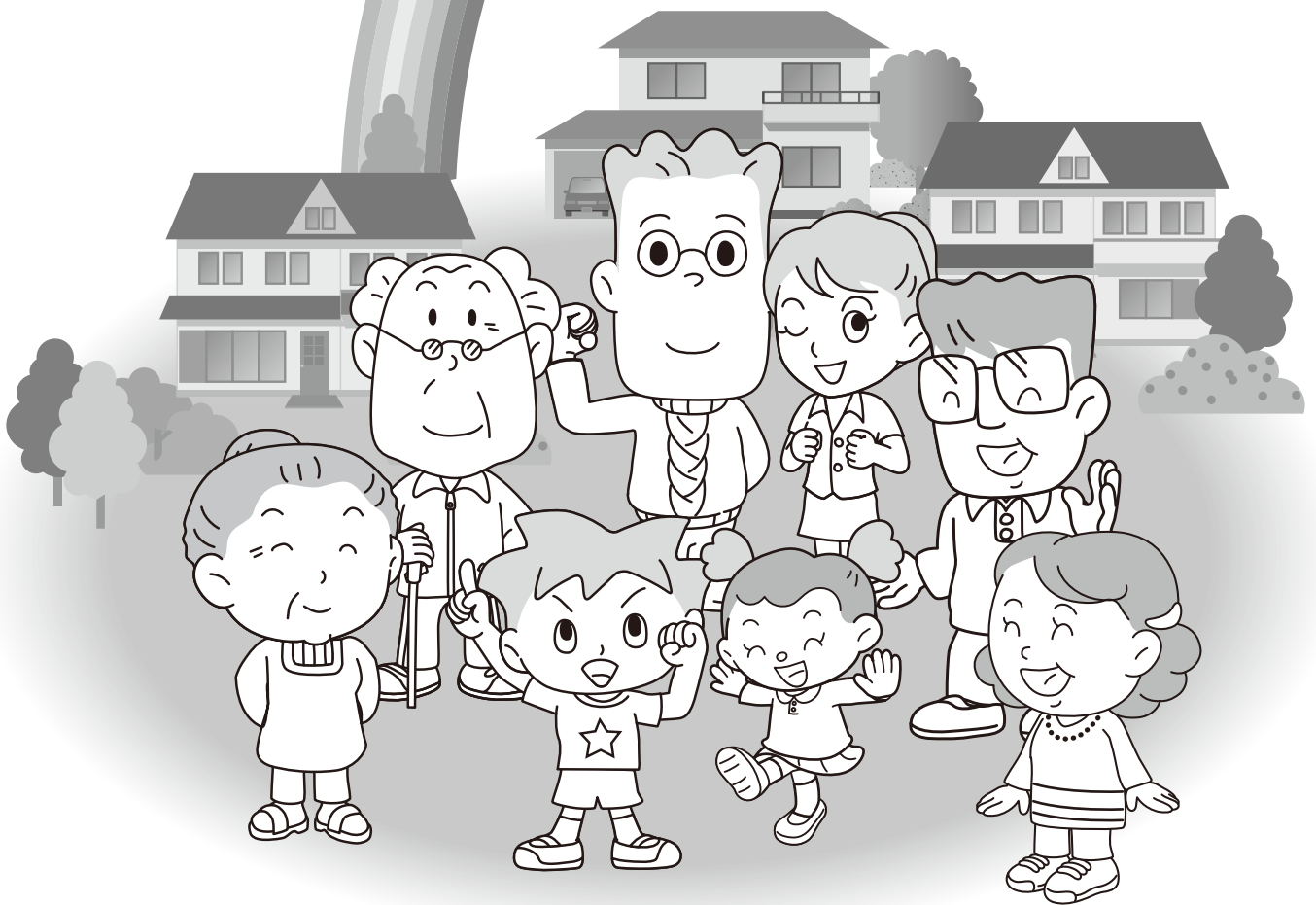
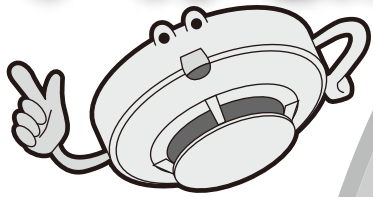


住宅用火災警報器

みんなで買って設置しよう!

共同購入の手引き

住宅火災から大切な生命を守るために



姫路市消防局

住宅火災から大切な生命を守るため、 早期に住宅用火災警報器を設置しましょう！

全国では、平成15年から昨年まで連続して1,000人以上の方が住宅火災で亡くなっています。

特に、その約60%の方が65歳以上の高齢者であり、約60%の方が逃げ遅れによるものです。

このような状況に対応するため、消防法が改正され、姫路市におきましても火災予防条例を改正し、新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられました。

しかしながら、住宅火災から大切な生命を守るためには、義務付けの適用期日を待つまでもなく、住宅用火災警報器を早期に設置することが重要であり、姫路市消防局といたしましては、住民の安全・安心を確保する上での最重要課題として位置付けております。

住宅用火災警報器の早期設置を実現するため、住民・自治会・消防団・婦人防火クラブ・事業所・消防が連携した地域社会に密着した取り組みを積極的に展開しております。

このたび発行する手引きは、住宅用火災警報器に対する皆様の理解を深め、住宅用火災警報器の早期設置促進と住宅防火対策の推進に寄与するものと期待しています。

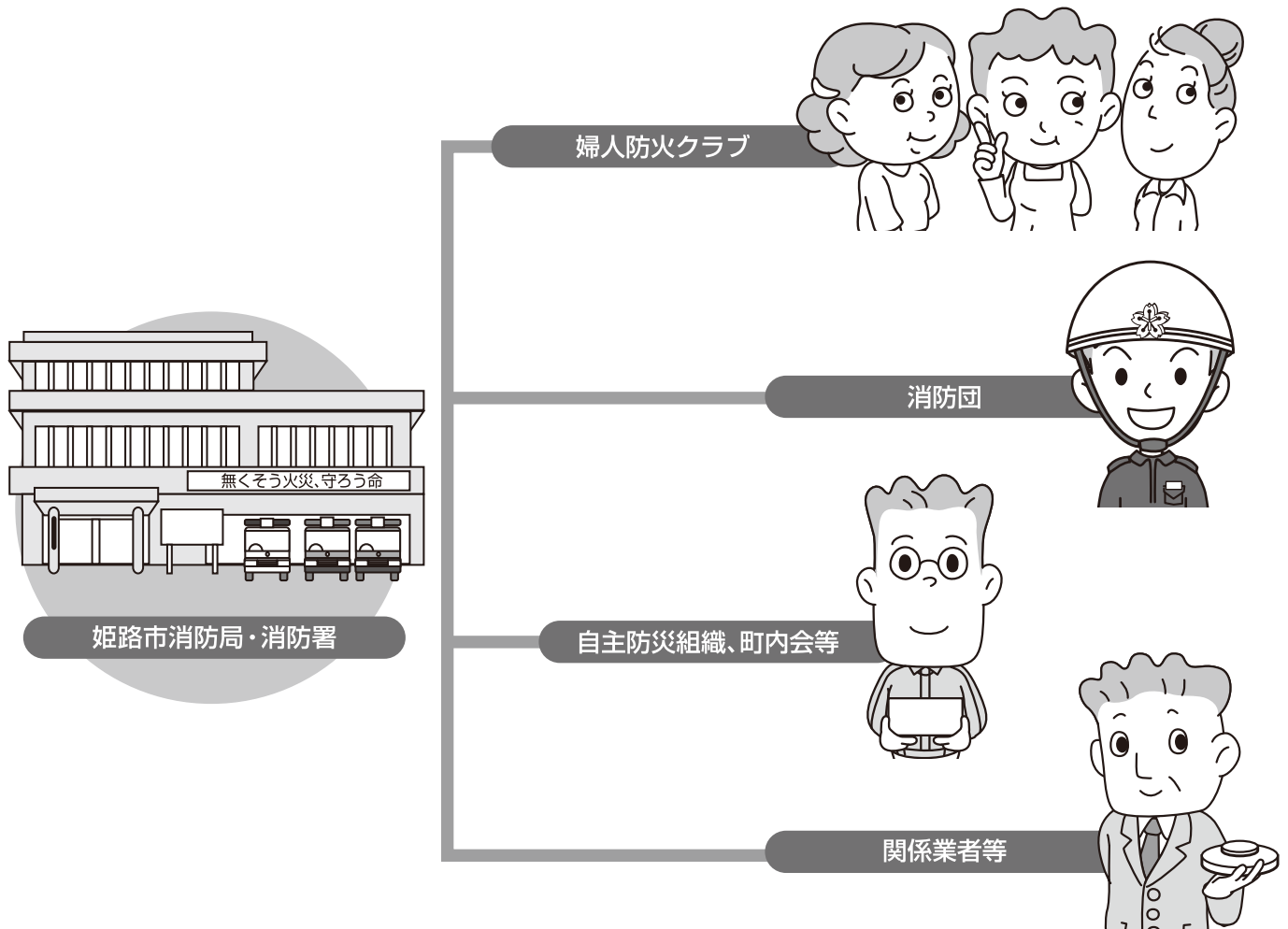
目 次

地域や世帯の状況を踏まえた連携・協力	2
Qなぜ、住宅用火災報知器が必要なの？	3
Q住宅用火災警報器はどこに付けたらいいの？	3
基準に適合した警報器を設置しよう	4
共同購入について	5
共同購入の活動・交渉のポイント	
[手順1] 資料請求～相談・交渉	6～8
[手順2] 注文～納品	8～10
[手順3] 住戸へ引渡し・集金	10～11
購入活動終了……そのあとは？	11～12
～設置後のフォローアップ活動のすすめ～	
悪質な訪問販売への注意	12
住宅用火災警報器等の設置（共同購入）促進	13

地域や世帯の状況を踏まえた 連携・協力

住宅用火災警報器の普及に成功している地域では、消防本部・消防署と消防団、または婦人防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した地域コミュニティ等が連携して取り組んでいるケースが多いのです。

様々な地域団体が同じ問題に力を合わせて取り組むことによって、身近な地域の問題に対して共通の認識を持ち、それぞれが出来ることを少しずつ実行していくという積重ねが何より安全で安心な地域づくりにつながります。



column

共同購入の事例

姫路市内でも、72地区連合自治会のうち18地区連合自治会において「住宅用火災警報器の共同購入」を実施しております。

その方法として一例をご紹介しますと、ある自治会では、住宅用火災警報器の共同購入を計画した際、取り付けも含め購入方法等をその自治会内にある電気屋さんにご相談し、どうしても取り付けが難しい場合は、自治会の協議員さんに協力を得ました。

また、一人暮らしの高齢者宅に悪質訪問販売の事案があったある自治会では、その内容も含めたチラシを作成し、回覧により共同購入の趣旨等の周知と購入斡旋・申込みを自治会で行い、自治会費の徴収と同様の方法で購入料金の徴収と引き換えに警報器の配布を行い、共同購入をスムーズに行った事例もあります。

Q なぜ、住宅用火災警報器が必要なの？

A

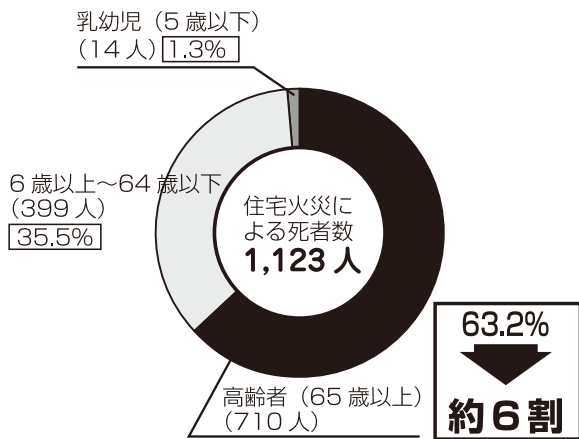
**火災を
早期に発見!**

住宅火災で亡くなった方のうち、約6割が逃げ遅れです。
住宅用火災警報器を設置することで、火災の発生にす早く気付くことができ、逃げ遅れを減らし、命を守ることができます。

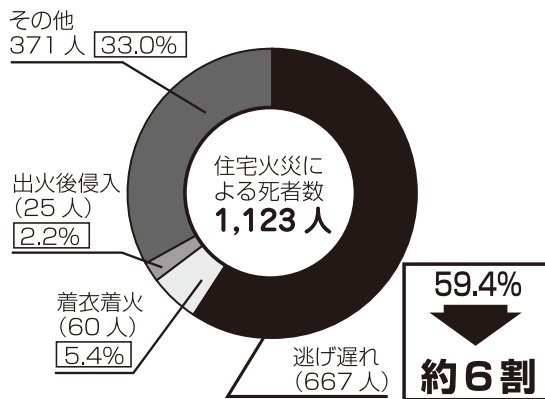
住宅防火対策の推進について

平成20年中 全国の住宅火災による死者数（放火自殺者等除く）

年齢別にみた発生割合



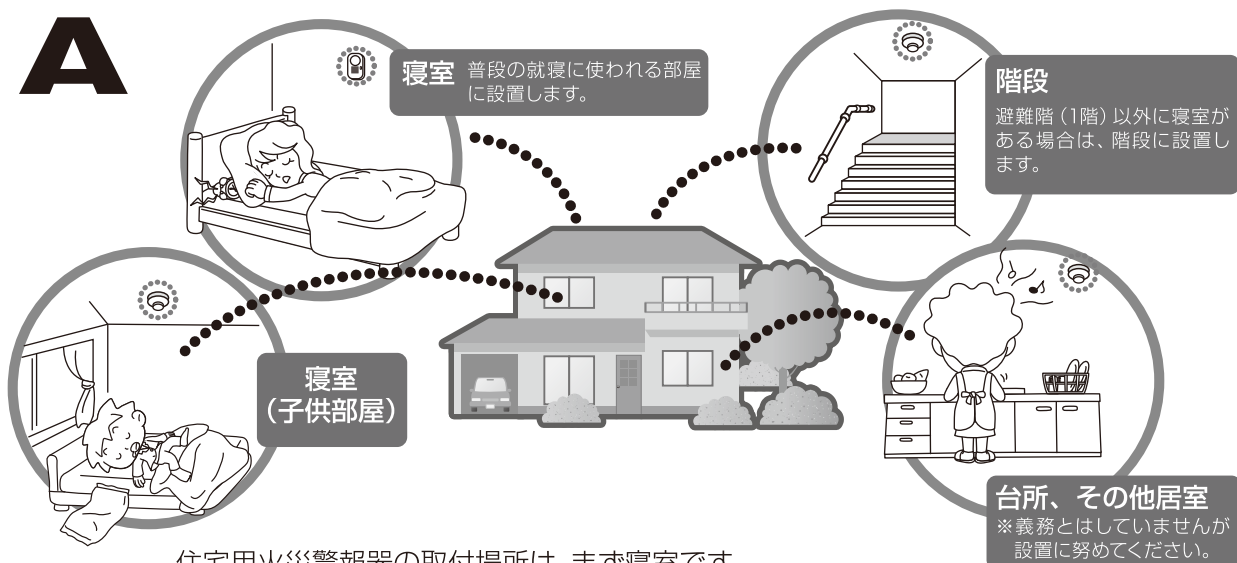
要因別にみた発生割合



注) いずれも暦年（1～12月）での集計値。
H20年は概数値であり、6月とりまとめ予定の確定値とは若干増減の可能性がある。

Q 住宅用火災警報器はどこに付けたらいいの？

A



住宅用火災警報器の取付場所は、まず寝室です。
そのほか、お住まいの形態により階段や廊下に設置が必要です。
※自動火災報知設備やスプリンクラー設備などが付いている場合は、取り付ける必要はありません。

基準に適合した警報器を設置しよう

選ぶときの決め手はNSマーク






住宅用火災警報器は、法令等による規格が定められています。

住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。国が定めた住宅用火災警報器の規格に適合しているかどうかを日本消防検定協会が鑑定。基準に合格したのものには、NSマーク（鑑定合格証）が本体に付いています。住宅用火災警報器を選ぶときは、NSマークがついたものを選びましょう。

NS マーク



代表的な住宅用火災警報器の種類について

	電池式	家庭用電源式
煙式		
熱式		
複合式 ※ガス漏れ警報器と住宅用火災警報器との複合したものもあります		

※姫路市火災予防条例では、煙式感知器を義務付けています。

column

聴覚障害者用の住宅用火災警報器補助装置もあります

聴覚障害のある人は、ブザーが鳴っても火災に気づくことが出来ません。煙がたちこめてきたときでは手遅れになります。

そのために、火災の発生をブザーだけではなく、ストロボや振動で知らせてくれるような警報器もあります。



共同購入について

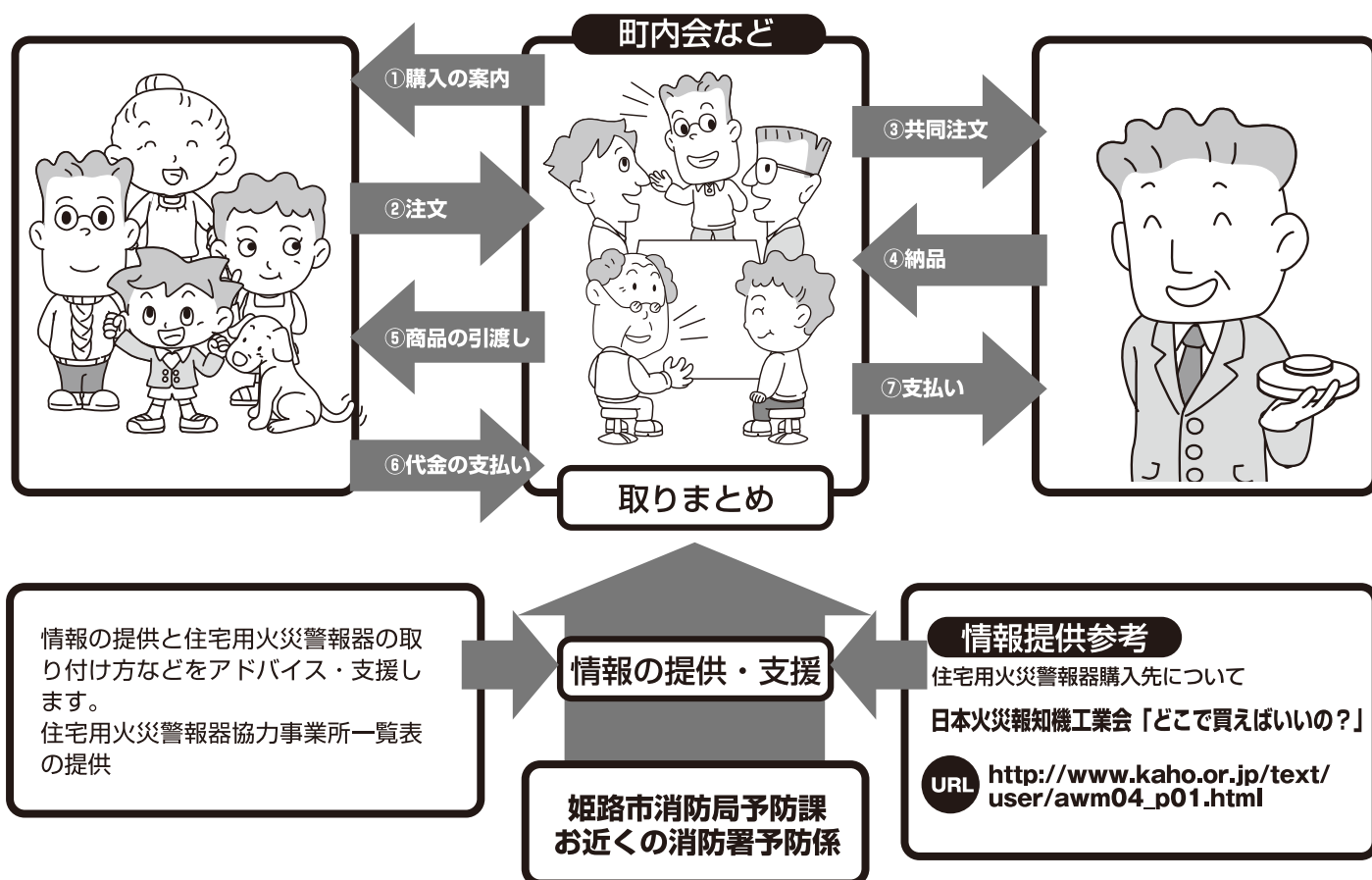
共同購入という方法もあることをお知らせしましょう

なかなか一人では住宅用火災警報器の相場や自分の家にはどのような種類の住宅用火災警報器を買えばいいのかわからないものです。

そこで共同購入という方法が行われています。まとめて買うことによって、次のような様々なメリットがあります。

メリット

- ①悪質な訪問販売防止対策となり、心配がなくなります。
- ②「どこで、どれを買ったらいいの?」といった悩みがなくなります。
- ③地域全体で購入すると、地域全体の防火対策になります。
- ④**大量に購入することで、個人で購入するより予算を抑えることができます。**
- ⑤**お年寄りなどの取り付けが困難な方でも安心して購入出来ます。**
(地域で手伝ってもらえたり、販売店と取付の相談ができます。)
- ⑥住宅用火災警報器の交換時期や維持管理もしやすくなります。



共同購入の活動・交渉のポイント

～状況別のポイントとアドバイス～

手順
1

資料請求～相談・交渉

共同購入方式もあっせん販売方式も、まずはどのような製品なのか、また、価格がどのくらいなのかをパンフレット等で比較し、地域でまとめて購入するための製品選びが必要になります。

1-1

まずは資料請求

どのメーカーの製品を地域で購入するのかを選定するために、まずは情報収集として資料請求からはじめます。

問い合わせ先について

●代理店やメーカーの支社・販売店等をさがす

地域の代理店やメーカーの支社・販売店等(以下「業者」といいます)をさがし、資料や情報を入手しましょう。
さがし方がわからない場合は、姫路市消防局または、住宅防火対策推進協議会のホームページにある住宅用火災警報器メーカー相談窓口も活用してみましょう。
また、姫路市消防局作成の住宅用火災警報器協力事業所一覧表も活用してください。

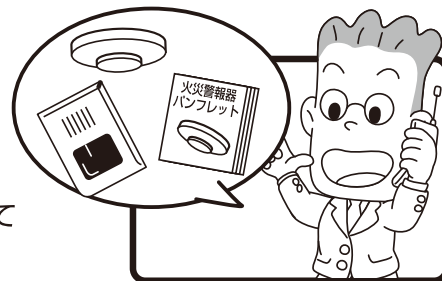
資料請求のポイント

●複数の製品を資料請求

資料請求の段階では、比較検討のためにも、複数の製品について資料請求するようにしましょう。

●必要なパンフレット・サンプルの提供依頼

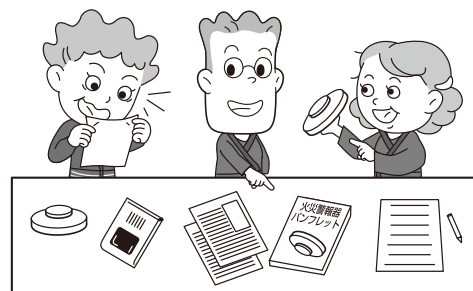
必要なパンフレットの部数やサンプルの個数を伝え、提供してもらえるかどうか確認しておきましょう。



1-2

メーカー・製品選びはじっくりと

資料やサンプルが届いたら、相談しながら「どのメーカー」の「どの製品」をまとめ買いするか選定しましょう。
選定するメーカー・製品は1つに絞ったほうが、複数の場合よりも割引があったり、取りまとめやすくなりますが、地域によっては「住民のみんなも選択できるように」と複数のメーカーを選択するケースもあり、自治会ごとに考え方は様々です。しっかり相談し、じっくりと選びましょう。



製品選びの際のポイント

●製品の比較検討

各メーカーの製品には、保証期間や電池の交換時期が異なっていたり、警報を音声や光で知らせるタイプなど、様々な製品があります。じっくり検討して「地域におすすめ」という製品を選定しましょう。

●NS マークの製品

地域に安心な製品を紹介するため「NS マーク」の付いた製品を選びましょう。

●わからないことは業者に相談

製品についてわからないことがあれば、資料を請求した業者の担当に相談し、きちんと理解しておきましょう。

●合い見積りをとって比較

複数のメーカー・製品から見積りをとるなど、納得のいく製品選びを心がけましょう。

●自治会員の意見も取り入れて

町内会で相談し、住民のみなさんの意見も聞きながら選定しましょう。

1-3

製品が決まったら、購入にむけての相談・交渉へ

製品が決まったら、いよいよ購入についての相談・交渉をはじめます。
相談・交渉では、つぎのようなことを確認しておきましょう。

相談・交渉の際に確認すること

●注文の時期や期間

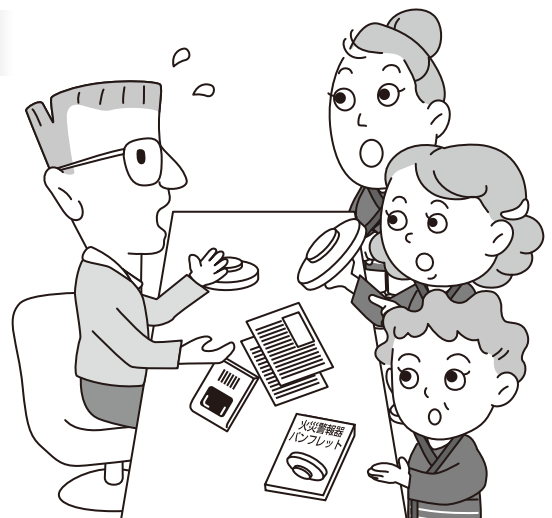
いつごろから注文をすすめるかについて検討・確認。

●価格について

1 個当たりの価格がいくらになるのか。
また、どの程度値引きがあるのかを確認。
(どれくらいの個数でどのくらいの値引きがあるか等)

●契約項目や内容はしっかりと確認を

契約を結ぶときには、次のような内容をしっかりと確認しておきましょう。



最低限これだけは確認しましょう

●契約の成立時期、有効期間など

例. 平成〇年〇月〇日に契約を締結、〇年間有効

●履行の場所など

例. 契約者の住所にて注文後〇日までに商品を引渡す

●契約の相手、対象者など(必ず団体として契約しましょう)

例. 売主(〇〇事業所)と買主(〇〇自治会)

●契約の対象、目的物など

例. 品名、数量、価格

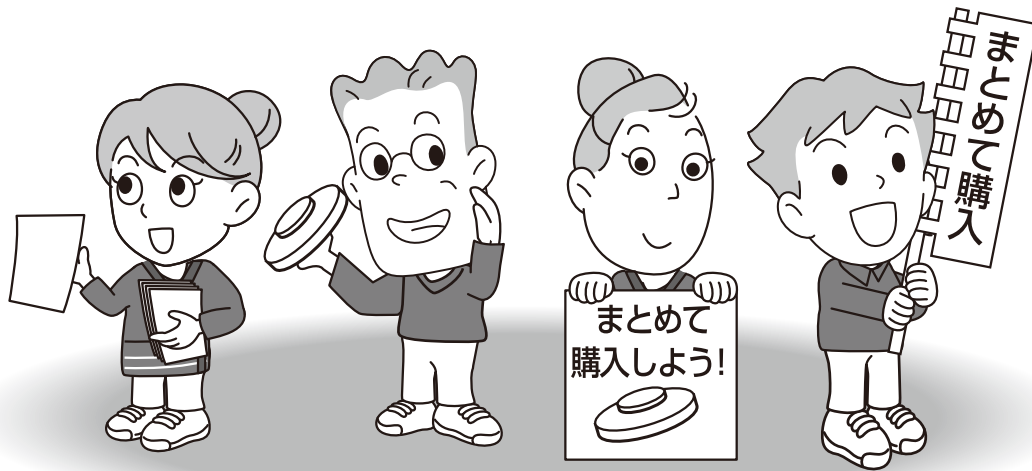
●その他の確認事項

例. この契約で実行される内容、支払の方法、保証の内容、契約解除・損害賠償の条件、業者の協力内容など

たとえ契約書を作成しない場合でも、法律上は、当事者同士の意思の合致により契約が成立することになりますので、上記の項目については必ず確認しましょう。

ところで、相談・交渉と同時に、地域でまとめて購入するためのPRもすすめていくことになります。この時点でPRの際に必要なカタログやサンプルの提供等についても相談しておきましょう。

ただし、必ず業者の協力が得られるということではないので、どのような協力が得られるかについては、住民の意見も伝え、相談することが必要です。



参考までに既に購入をすすめている地域では、つぎのような協力が得られたようです。

注文する業者の協力について

- 製品のパンフレットやPR用のサンプルの提供
- 住民への回覧・注文用のパンフレットの作成
- 取り付け方の説明や取り付けの協力



手順
2

注文～納品

販売店等の業者側との購入、引渡しにむけての相談・交渉がまとまったら、早速地域へまとめて購入することをPRし、注文個数を地域で取りまとめて、業者へ注文し、製品を受け取ります。

2-1

引渡ししやすい地区単位に分けて 注文・個数を取りまとめよう

製品が決まってから、住戸ごとに注文をとったり、回覧板等を活用しながら注文個数を取りまとめます。回覧する際は、自治会等の了解や協力も必要になるでしょう。

また、ひとり暮らしの高齢者の方等へのPR・注文は、民生委員や福祉活動団体の方の協力があるとよりスムーズにおこなえる場合もあります。

注文の際に心がけること

● 地区ごとに注文

引渡すときのことを考えて、できるだけ地区ごとに分けて注文をとっておきましょう。

● 注文受付期間の明記

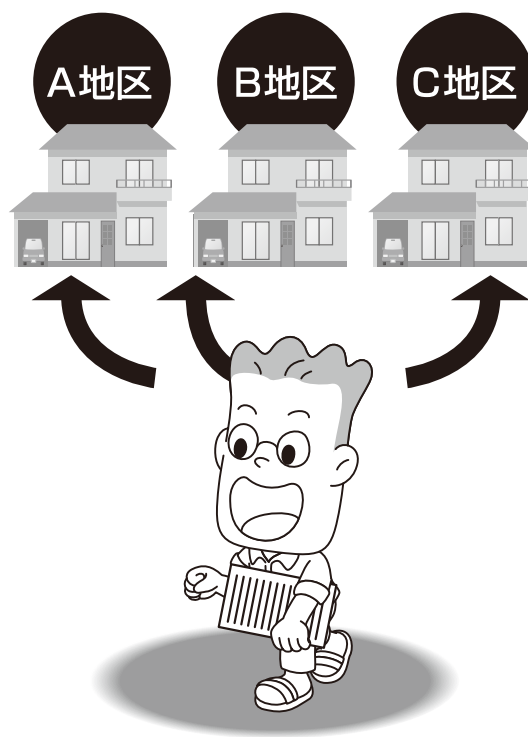
注文受付後に追加の注文や個数の変更を求めてくる場合も考えられます。

注文書には注文期間(特に締め切り日)をしっかり明記しておくとともに、変更があった場合の対処について、業者と相談・確認しておきましょう。

● 取り付けの希望確認は注文時に

製品の引渡し時に、地域団体、業者などへの取り付けの依頼について希望をとる場合は、注文とあわせて聞いておきましょう。

※特に業者に依頼する場合は、協力してもらえるかどうかを相談のうえ、取り付け日時などの調整もおこなう必要があります。



地域によっては、高齢者や障害者の福祉サービスとして火災警報器を助成・支給している場合もあります。このような場合は、共同購入の対象外となると思われますので、あらかじめ福祉部局などに確認してもらいましょう。

2-2

地域でまとめた個数を業者へ注文

地域でまとめた個数を業者へ発注します。場合によっては、取りまとめた地区ごとに業者へ発注することも考えられます。

発注する個数や配送の方法は、注文する個数がまとまった段階で、間違いのないよう、業者と確認しておくことをおすすめします。



発注の際に確認すること

●製品到着日の確認

住民のみなさんへお知らせするためにも必ず確認しておきましょう。

●配送の方法と手数料の確認

地区ごとに個別に配送するのか、あるいは、所定の場所に一括配送してもらうか等自治会としての希望する配送方法を業者へ伝えましょう。その際、配送手数料等がかかるかについても確認しましょう。

●配送場所に十分な保管スペースはありますか？

注文する個数によって異なりますが、一度にたくさんの注文がある場合には、配送されてきた製品を安全に保管できる場所を確保しておかなくてはなりません。

不安のある場合は、業者の方にも相談してみましょう。

手順
3

住戸への引渡し・集金

注文した製品が届いたら、届いた製品の個数に間違いがないか確認し、住戸のみなさんへ引渡し準備をすすめます。

また、支払いの際に間違いのないよう、製品と引き換えに集金をおこないます。

3-1

製品の引渡しは正確に

注文があった方へは、引渡し個数を間違えないよう気をつけましょう。

事前に、引渡し地区ごとに個数を仕分けしておくこと、間違いを防ぐことができます。

引渡し前は、ここに注意

●届いた個数をまず確認

注文した個数と届いた総数に間違いはないか確認しましょう。また、足りない場合は必ず業者へ確認しましょう。

※複数の場所に配送をしている場合は、一方で余りが出ていることも考えられます。

●仕分けや受け渡しの際に破損や不具合が見つかった場合

まずは業者へ連絡し、対応を確認しましょう。

集金は慎重に、すみやかに業者へ支払い

製品を引渡すとともに、代金の集金をおこなうことになります。金銭の取り扱いは慎重・確実におこなひましょう。

また、集金が完了したら、すみやかに業者へ支払いを済ませましょう。

集金・支払いでの確認

●できるだけ代金引換での製品引渡しを心がけましょう

集金・引渡しに間違いが起きないように、できるかぎり、「代金引換での製品引渡し」をおすすめします。

集金方法には、ほかにも銀行の集金システムを利用する方法もあります。

●業者への支払い方法は確認していますか？

業者への料金の支払い方法についても、必ず確認しておきましょう。



購入活動終了…そのあとは？

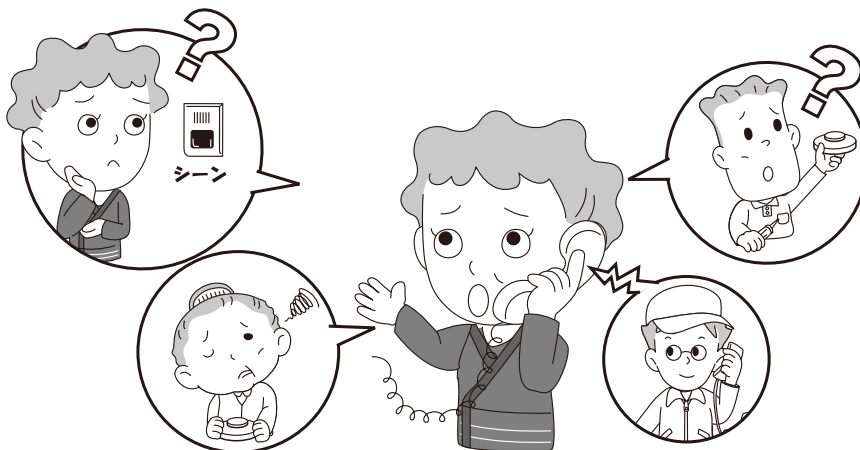
～設置後のフォローアップ活動のすすめ～

注文した地域のみなさんへ製品を引渡し、集金・支払いが完了すると、活動も一段落です。まだ火災警報器を取り付けていない地域がある場合は、設置を呼びかけ、地域でまとめて購入するようおすすめしましょう。

引渡し後に、地域のみなさんから取り付け方や定期点検などについて問い合わせがあるかもしれません。保証期間内であれば、業者またはメーカーが対応しますので、保証書等にある問い合わせ先から、対応を求めましょう。

誤作動による問い合わせも考えられますので、警報音の止め方などは、PR 活動や引渡し時等に事前に周知しておくことも、フォローアップとして有効なポイントとなります。

また、どのような不具合があったかを知っておくと、今後の対応にも役立つかもしれません。是非確認しておきましょう。



引渡し後のことを業者とも確認しておきましょう

●引渡し後の不具合やわからないことへの問い合わせ先

住民のみなさんも購入後に気づくことやわからないことが出てくることもあります。こうした場合の問い合わせ先を確認しておきましょう。

設置後のフォローアップ活動について、可能な限り取り組むことで、住民のみなさんの理解も深まり、今後の地域での防火・防災活動の強化へとつながります。

できるだけ地域の取り付け等にも協力を

●地域の安全・安心を守る体制づくりへ

取り付けたら活動が終わるわけではありません。

定期的な交換や機器によっては定期点検など、今後は地域の安全・安心を守る体制づくりも必要です。

column

フォローアップ活動

～住戸に立ち入るときには複数の住民の方で～

取り付けや設置後のトラブル等で住戸に立ち入るときには、「ものがなくなった」等のトラブルを防ぐためにも、1人では立ち入りはせず、できるだけ2人で訪問するようにしましょう。

また、個人情報の取扱いについては、市町の個人情報保護条例に則った取扱いをおこなうなど十分な留意が必要です。

悪質な訪問販売への注意

悪徳業者の手口、「かたり商法」に注意を促しましょう

悪徳業者のなかには消防署といった公共機関の人間を装って家を訪れ、販売するのがこの商法の一般的な手口です。この手口では「消防署の方から来ました。各家庭に住宅用火災警報器をつけなくてはなりません。」とって売りつける場合などが考えられます。

①公共機関の職員が住宅用火災警報器を訪問販売するようなことは絶対にありません！



②「今なら安い」「あなただけの特典です」などと言って契約を急がせる業者には特に要注意！！



地域の方々に悪質商法の手口への警戒についてもお知らせしましょう。

住宅用火災警報器等の設置(共同購入)促進

〈住宅用火災警報器等の早期設置への普及啓発〉

『住宅防火対策推進協議会』 ホームページ
<http://www.jubo.go.jp/index2.htm/>

「住宅用火災警報器等の設置促進について」

平成 18 年 2 月 27 日消防予第 77 号

会社名	電話番号	共同購入への協力	リース取扱いの有無	関西支社の窓口
ホーチキ (株) 環境リビング事業部	03-3444-4192 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	神戸支社 078-272-5782
能美防災 (株) HS 推進部	0120-155-722 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	神戸支社 078-334-3581
ニッタン (株) 商品販売部	0120-468-466 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	関西支社 06-6354-2848
松下電工 (株) HA・セキュリティ事業部	06-6908-1131 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	姫路営業所 079-291-0228
沖電気防災 (株) 総務部	03-3456-8600 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	神戸支社 06-6364-5400
セコム (株) お客様サービスセンター	0120-756-892 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	姫路支社 079-281-1558
大阪ガス (株) 兵庫リビング営業部	0120-7-94817 担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	有	神戸支社 078-576-5982
兵庫県プロパンガス協会 (LP ガス)	担当者：	・事前説明会開催 ・資料等 有	無	伊丹産業 (株) 姫路営業所 079-233-0100

●お近くの消防用設備販売店などで販売しております。

また、ホームセンターや家電・電気販売店、都市ガス・LP ガス(プロパンガス)販売店などで取り扱っているところもあります。

●新築やリフォームの際は、工務店や施工会社、ハウスメーカーなどにご相談ください。

●リース方式により、月々の負担を軽くするとともに、維持管理サービスをおこなう事業者もあります。

column

クーリングオフ制度の活用

もしも悪質な販売業者にだまされて、高額な値段で購入してしまった場合は、クーリングオフ制度を活用してください。

クーリングオフ制度とは…契約(購入)から一定期間(住宅用火災警報器の訪問販売については8日間)の場合、クーリングオフをすれば代金を支払わなくても済み、支払った場合は全額返還が行える制度です。契約書や納品書などは必ず保管しておいてください。

詳しくは

姫路市消費生活センター

TEL.079-221-2110

兵庫県立姫路生活科学センター

TEL.079-296-0999



A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.



お問い合わせは

☆消防局予防課 又は お近くの消防署予防係

※月曜日～金曜日 (9:00～17:00)

消防局予防課 Tel.079-223-9532

飾磨消防署予防係 Tel.079-233-0119

姫路東消防署予防係 Tel.079-288-0119

網干消防署予防係 Tel.079-273-0119

姫路西消防署予防係 Tel.079-294-0119

中播消防署予防係 Tel.0790-23-0119

※詳しくは、姫路市消防局のホームページでご確認ください。 <http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/>

☆住宅用火災警報器相談室

※月曜日～金曜日 (9:00～17:00)

Tel.0120-565-911 (全国フリーダイヤル)

〈平成21年度〉

姫路市消防局